

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社B工場（以下「会社」という。）に臨時労働者として雇用され、洋菓子の製造に従事していた。請求人によれば、同月〇日午後4時頃、ごみをカゴ台車で運搬中、前方から来た台車を避けようとしたところ、体勢を崩して台車の操作を誤り、台車の車輪が左足の土踏まず部分に当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。また、同月〇日に階段を昇ろうとした際に「プチッ」と音がして、足が熱いと感じた。

請求人は、同月〇日にC病院に受診し「左足関節挫傷」と診断され、平成〇年〇月〇日にはDクリニックに受診し「左足部挫傷、左足底腱炎」と診断された（以下「本件傷病」という。）。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日にカゴ台車でごみを運搬中に左足を負傷したと主張するものであるが、本件事故の状況について、①「台車の車輪の部分が左足の土踏まずの部分に当たり打撲した」、②「左足首を内側にひねった状態で台車とタイヤが足の裏側に当たった」、③「カゴ台車が左足首の土踏まずの指先あたりに当たったのか、乗り上げたのかははっきり覚えていない」、と述べており、その主張は一貫性に欠き、本件事故の現認者も存在しない。

また、請求人は、本件事故後の状況について、「当たった当初から足が潰れたような強い痛みがあり、働いている最中から、足が腫れてきた。○月○日はまともに歩くことはできなかった。同月○日は足がパンパンに腫れていた。同月○日は足がパンパンに腫れていたが仕事は最後まで勤めた。同月○、○日の状況は変わらず、足首まで腫れと痛みもあったが、残業もした。」と述べているが、その間、同月○日までは傷病の状態を同僚等に話すことなく、通常どおり就労し、会社に対しては同月○日に至り本件事故の発生を申告したものであり、請求人が主張する本件事故による負傷や、同期間中における傷病の状態について不自然な面があると言わざるを得ない。

(2) 医証について検討すると、以下のとおりである。

ア E医師は、平成○年○月○日付け意見書で、要旨、傷病名は左足関節挫傷、初診時の所見は左足内側の腫脹、皮下血腫があるがX線では骨折を認めない、と述べ、平成○年○月○日付け診療情報提供書では、要旨、足部内側に腫脹

があるが、足趾の自動運動は可能であり、MR I で炎症像や骨挫傷などを認めない、と述べている。

イ F 医師は、平成〇年〇月〇日の労働基準監督署担当官との面接において、要旨、C 病院での X 線や MR I 画像を見る限り、皮下出血や筋肉の損傷等、外傷を思わせるような所見はなく、D クリニックでの MR I でも請求人の申し立てる足根管の狭窄はよくわからず、あったとしても、本件事故との因果関係はないものであり、また、画像上、足底部初診時同様所見はなく、請求人が訴える症状は不可解である、と述べている。

ウ G 医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書で、要旨、C 病院初診時の所見からすると、相当に軽微な外傷であったと推定でき、平成〇年〇月〇日のプチッと音がして足部痛が出現したとの申立てと本件事故との関連性を示す医証がなく、左足底腱炎は通常過労性障害であり、本件事故との関連性があると断定できる医証を欠くものであり、また、本件事故について、第三者の確認がなく、10 日以上たってからの受診であり、請求人の主張を裏付ける医証が MR I 画像にもないことから、左足関節挫傷や左足底腱炎を業務上とする要件が整っていない、と述べている。

(3) 当審査会は、前記(1)において検討した本件事故の発生状況や傷病の経過、C 病院での初診時所見等からすると、前記(2)で検討した F 医師や G 医師の意見は妥当なものであり、請求人が主張する本件事故によって本件傷病が発症したものと認められないことから、本件傷病は業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。